

# 業 務 仕 様 書

## 1. 業務内容

受注者は、次の業務を実施するものとする。

### (1) 定期点検業務

#### ①内容

- (ア) 薬品注入ポンプ、配管、バルブ、薬品タンク等の外観および動作確認
- (イ) 注入量設定値および運転状況の確認
- (ウ) 漏えい、腐食、異音等の異常の有無の確認
- (エ) 軽微な調整及び清掃

#### ②頻度

月 2 回または 3 回以上

### (2) 薬品補充業務

#### ①内容

- (ア) 次亜塩素酸ナトリウム、PAC、希硫酸の運搬及び補充（別紙（1）参照）
- (イ) 補充時の安全管理（保護具着用、周囲確認等）
- (ウ) 補充量および残量の記録

#### ②頻度

0.5 回／月～2 回／月（施設により異なる。（1）に併せて行う。）

### (3) 報告業務

#### ①内容

- (ア) 点検ごとの報告書作成（電子による。別途指定する。）
- (イ) 点検対象設備における異常発見時の速やかな連絡
- (ウ) 業務実施中に点検対象外設備に明らかな異常発見時の速やかな連絡
- (エ) 業務期間終了時における業務実施状況の総括報告

#### ②頻度

ア、イはその都度。ウは業務期間終了時。

## 2. 対象施設

別紙（2）対象施設一覧表及び別紙（3）対象施設位置図のとおり

## 3. 業務期間

令和 8 年 4 月 1 5 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

## 4. 業務実施体制

(1) 受注者は、本業務を適切に遂行するため、業務全体を統括する責任者（以下「責任者」という）を 1 名配置すること。

(2) 当該責任者は、水道施設またはこれに類する施設において、薬品注入設備の点検保守業務に関する十分な実務経験を有する者とする。

(3) 業務に従事する者（以下「従事者」という）は、水道施設またはこれに類する施設において、薬品注入設備の点検・保守業務に関する実務経験を有する者でなければならない。また、業務の実施は、責任者の指導・監督のもとで行わなければならない。

(4) 本業務の実施にあたり、責任者及び従事者に特定の国家資格等を必須要件として求めるものではない。

(5) 本業務の実施にあたっては、次の安全管理体制を確保すること。

① 受注者は、次亜塩素酸ナトリウム、PAC、希硫酸等の薬品を安全に取り扱うため、労働安全衛生法その他関係法令を遵守するとともに、各薬品の安全データシート（SDS）に基づき、適切な保護具の着用、換気の確保、混触防止等の安全対策を講じること。

② 次亜塩素酸ナトリウムと凝集剤や希硫酸等酸性薬品が混触することのないよう、保管、運搬方法および補充手順を明確にし、事故防止に万全を期すこと。

③ 通常の点検および薬品補充作業においては、消防法上の危険物取扱者や酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の選任を要しない業務であるが、作業環境や内容が変更となり、関係法令上必要となる場合には、受注者の責任において適切な措置を講じること。

④ 労働安全衛生法および関係法令を遵守すること

⑤ 薬品取扱い時は、事故防止に万全を期すこと

#### 5. 想定する年間業務人数（参考）

3 回/月巡回	10 施設		
必要日数	1.0 日/回	3.0 日/月	
2 回/月巡回	22 施設		
必要日数	2.5 日/回	5.0 日/月	（対象施設は別紙一覧表参照）
業務 1 日あたり必要人数	1.0 人		
月あたり必要人数	8.0 人・日		
<b>契約期間必要人数</b>	<b>92.0 人・日</b>	<b>（契約期間 11.5 ヶ月）</b>	

※業務実施人数及び日数を指定するものではない。